

1860年代のドイツ労働組合とツンフト遺制（下）

小林, 榮三郎

<https://doi.org/10.15017/2335116>

出版情報 : 史淵. 62, pp.45-67, 1954-09-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

一八六〇年代のドイツ労働組合とツンフト遺制(下)

小 林 榮 三 郎

五

以上、一八六〇年代を中心として、ドイツにおけるツンフト遺制とも呼びうべきものをかえりみただのであるが、いうまでもなく、總じて産業革命の進行、手工業的な小経営から中・大経営への発展にもなつて、工業生産の主導権は資本をもつた企業家あるいは會社の手中に握られる。新しい機械の發明、生産方法の變革は、熟練せる職人の労働力を必要とする生産工程の領域に狹め、機械化された多くの業種では、低賃銀の不熟練労働者が使用されてくる。大きな機械を必要とし、多くの資本を要する業種は、小経営にとつて不可能となる。古い手工業的製品は、機械を用いて造られる新しい製品によつて壓迫され、小経営は中・大経営と太刀打ちできず、獨立の小親方の大部分は、職人と同じく産業的隷屬者の地位に轉落し、わずかに一部のもが商人あるいは中・大経営者へと上昇する。親方と職人との古い關係ではなくして、企業家と労働者との關係が支配的となり、労働力の極度の利用、分業主義の徹底、不熟練工の採用などにもなつて、熟練労働者は失業の増大と賃銀の浮動・下降現象とに絶えず脅かされる。十九世紀ドイツにおける職人共済の諸種の金庫制は、産業革命期に入つたすべての國に共通に見られるこうした情勢のもとに生れてきたものであつた。しかし、この金庫制がドイツにおいていちじるしく發達しえたのは、この國におけるツンフト遺制の根づよい存續に(すくなくとも部分的に)負うものであり、さらにこの金庫制こそ、管見によれば、ツンフト遺制的な諸組織の衰微のうちに、なお職

人意識の存続を扶けた最も主要なる要因として、一八七〇年代から一八八〇年代にわたる労働組合運動にも大きな影響をおよぼしてゆくのである。

ワルター・フリッシニは「帽子工業およびフェルト製品工業に従事せる男女労働者共済組合」と題する論文(一九〇二年)で、こうした共済組合についての詳細な研究を發表している。これは帽子工におけるツント遺制と労働組合との關係を考へるためにも参考となる點が多く、また帽子工は一八六〇年代の労働運動史にもたびたび注意される労働者であるから、ここにやゝ詳しくフリッシニの所説をかえりみることにする。フリッシニによると——帽子工組織化の機運は、この職種に従事するものの經濟狀態の悪化にともなつて、強固な團結によるさうした悪化阻止の必要が痛感されることによつて高まつてきた。一八六〇年代にくりひろげられた社會主義的な宣傳、マルクスやラッサールおよびその後繼者たちによつて労働者のあいだに呼びおこされた階級意識、さういつたものによつて労働運動が起つてくるが、この運動は、まじあたり純政治的な色彩のものであつた。こうした純政治的運動よりもさらに一段と落ちついた發展は、ただ、あたかも當時まだ小手工業から大經營への移行過程にあつた業種においてのみ、可能であつた。けれど、これらの業種では、すでにイヌング時代の職人組合にさかのぼる金庫制と緩い組織とが存在してゐたからである。(Nur in den Gewerben, die in jener Zeit eben noch im Uebergang vom Kleinhandwerk zum Grossbetrieb waren und wo schon eine auf die Gesellenverbände der Innungszeit zurückgehender Kassenwesen und eine lose Organisation bestand, war eine ruhigere Entwicklung möglich und denkbar.) 帽子工は、六〇年代のはじめにおつて、まさしくこの状態にあつた。かれらも、やはり當時の労働運動に影響されたことは疑いの餘地がないけれども、しかし、かれらはその職種にまだ存在してゐた地方的ブルージェーシャフト(職人組合) Lokalbruderschaft によつて、一つの組織をもつてゐた。この組織は、遍歴扶助制(Wanderunterstützungswesen)・労働紹介(これは全く貧弱な程度にすぎないが)および疾病

扶助を規制していた。たとえばムルリンでは、五〇年代に、帽子工ゲゼンシヤフト（職人組合）Hutmacher-gesellschaft がもつて、この組合は「この死亡・疾病・共済金庫（eine Sterbe, Kranken- und Unterstützungskasse）をもちつた。職人（ゲゼンGeselle）はこの金庫に毎月五シルバーグロシエンを拂込む。病氣になると、治療および薬を含めて一週間二二 $\frac{1}{2}$ シルバーグロシエンを金庫から受けとる。遍歴する職人は、親方金庫（Meistarkasse）から三 $\frac{1}{2}$ シルバーグロシエンと、職人金庫（Gellenkasse）から三 $\frac{1}{2}$ シルバーグロシエンを祝儀（Geschenk）として受けとつた。親方（マイスター）は親方金庫に四半季毎に一五シルバーグロシエンを拂込む。職人たちは、金庫とヘルベルゲとの事項（Kassen- und Herbergangelegenheiten）を處理するために、規則的に集會を開き、なおそのほかに、いわゆる季會（Quartal）を開催した。こつした組織は、新しい勞組運動の出發點（der Ausgangspunkt neuer gewerkschaftlicher Bewegung）となりえた。ちやうど、地方的ブルーダーシヤフトの成員は「ドイツ帽子工ゲゼンシヤフト（職人組合）」Deutsche Hutmacher-gesellschaft に所屬し、その所屬を示す身分證明書（Legitimationskarte）をもちつた。この證明書は、遍歴の祝儀を請求するとき、その職人が「本來の慣行では唱えなければならぬ」シヤフトのきまり文句を唱え「おつ」（statt dass der Geselle seinen zünftigen Spruch her sagte, wie es ursprünglich Sitte gewesen war）ヘルベルゲでの證明書の役もしてくれる。「勞働組合の設立は、これらの地方的ブルーダーシヤフトが集中することにかゝらなかつたのであるが、この集中には、ちやうどこの要因が刺激を與へてゐる」（Dazu, dass diese Lokalbruderschaften sich centralisierten—denn ein anderes ist die Gründung der Gewerkschaft nicht gewesen—, gaben verschiedene Momente den Anstoss.）一八六六年の印刷勞働組合（Buchdrucker-verband）の設立が強く刺激をよほしたことは確かだが、他方また「ドイツ製帽中央勞働組合」（Centralverein deutscher Hutmacher 一八七一年七月一六日結成）の機關紙「ドイツ製帽工通信」（Correspondent deutscher Hutmacher）の初期のものが立證してゐるやうに、社會民主

義の教説の深い影響も否まれなす。帽子工のあいだに組織化の計畫が最初に浮び上つたのは一八六八年であつて、このことは六〇年代における社會民主主義的な諸組織との確固たる連關の存在を示すように思われるが、しかし史料的にはそうした連關の立證はできない。實際、帽子工を一つの中央労働組合にまとめ上げようとする考へは、帽子工には縁遠いものではなかつたのであつて、(Der Gedanke, die Hutmacher in einen Centralverein zusammenzufassen, lag ja für die Hutmacher nicht fern.) ほんのわずかの刺激をえれば、すでに存在してゐた約五〇の地方的ブルードーシャフトをまとめようとする試みが行われうる情勢にあつたのである。つまり、新しい一組織を作らねばならぬというのではなく、組織を更新さえすればよかつたのである。(Es sollte sich hier nicht um eine neue Organisation, nur um eine Neuorganisation handeln.) もちろん當初は、この計畫の實現にたゞして、帽子工のあいだに少なからぬ反對者があつた。こうした人々は、中央化の必要をすぐには承認しなかつた。或るものは、地方的ブルードーシャフトを中央の指導に従屬させて獨立性を失えば、充實した金庫のもつ利點を喪失するのではないか、あるいはまた、指導的立場を無くすのではないか、と憂慮した。そのうち、中央労働組合設立の準備は、獨佛戦争のために中斷され、戦後にはじめて計畫の實現を見た——とフリッシュは述べてゐる。²⁴

こうしたフリッシュの見解については、いろいろと批判の餘地があるように思われる。とりわけ、フリッシュが地方的ブルードーシャフトの存在意義を過大評價して、中央労働組合と地方的ブルードーシャフトとのあいだに横たわる本質的な相違を等閑視していることは否まれなすであらう。かれ自身が書いてゐることから明らかのように、地方的ブルードーシャフトは、まだツィフト的に親方との密接な協力關係にあつて、遍歴する職人への祝儀は親方金庫と職人金庫とから同額づつ支拂われている。しかるに、近代的労働運動の理念にもとづく労働組合においては、こうした親方と職人との協力關係は全く否定される。このような本質的相違をフリッシュが輕視していることは大きな手落ちであると思われる。しか

しながら、一八六〇年代において政治的運動に刺激されつつも、一段と落ちついた地味な労働組合運動が展開されたのは、イヌング時代の職人組合の傳統をつぐ緩い組織と金庫制をもつ業種においてであり、そうした業種にこのような組織と金庫制が存在しえたのは、それらの業種が當時まだ小手工業から大經營への移行過程にあつたからである、とするフリッシュの見解は、ひろく一八六〇年代のドイツ労働組合とツンフト遺制との關係をかえりみて、首肯されるところであらう。

なおフリッシュは一八七〇年代のドイツ帽子工運動についても述べている。本稿で私は一八六〇年代のドイツ労働組合結成事情とツンフト遺制との關係の考察を主たる課題とするのであるが、労働組合結成の事情がそののちのドイツ労働組合の發展方向にたいしておよぼした影響をも併せ考えたいと思つてゐるので、一八七〇年代のドイツ帽子工運動についてのフリッシュの見解をここでかえりみておくことにしたい。それによると——一八七一年七月一六日ライプツヒで二二地域から選ばれた三二名の代議員によつて「ドイツ製帽中央労働組合」の結成が決議され、組合規約も採擇されたが、この中央労働組合の設立者たちは當初いろんな仕事を計畫していたけれども、比較的正確に明文化された仕事は、すでに地方的ブルーダーシャフトのときに實行されていたものだけである。「失業」と題する一節にはストライキ規定が入つていて、中央労働組合の規約に合致するストにたいしては第一週に四ターレルの援助が確保され、そのあとは一日につき一七 $\frac{1}{2}$ シルバークロシェンを與えることになつてゐる。「遍歴扶助」という一節には、一般的規定だけしかないが、しかし、地方的ブルーダーシャフトのときに取扱われたような扶助額の規制は、これを支部に一任してゐる。また古い慣行に従つて、旅行する組合員に扶助を與える際には、仕事口も紹介してやることになつてゐる。これらの場合に比べると、疾病扶助は一段と明瞭に規定されている。すなわち、最初の半年間は一週につき三ターレル、つぎの半年間は週二ターレルが支給され、それ以上の扶助は中央労働組合の總評議會 (Generatrat) の決定に委されてゐる。なお、扶助を受ける病人の態

度についても、扶助制の亂用を防ぐために詳しい規定がある。扶助金を受けとるときは證明書として受取帳 (Quittungsbuch) が必用で、これは毎週、未で標題記入 (Rubrik) を受けねばならぬ。扶助金を給付するときに支部の委員 (Prälat-Vorstände) は、この標題記入に捺印する。こうして、すでに支拂つた扶助金と未拂いの分とにたいする監視が行きとどくように仕組んである。さらに、勤務不能者扶助 (Invalidenunterstützung) も考慮されて、毎週三ターレルが支給される。ただし、給付停止期 (Karenzzeit) は明記されず、單に一八七三年一月一日より中央労働組合は、勤務不能者となつた組合員にたいし、金庫事情の許す場合に勤務不能者扶助を與えるであろう、とだけ記されている。規約には、なお埋葬金庫 (Beerdigungskasse) についての規定が含まれている。すなわち、死亡の場合に埋葬費として一五ターレルが支給される。そのほか、付則の部には新組合員の受入れ方、およびこの中央労働組合にきいて古い職人慣習 (alte Gesellenbräuche) の維持されること、などが記されている。とりわけ、組合員資格の問題の取扱ひ方が注目に値する。中央労働組合の設立は、地方的ブルーダーシャフトから發したものであるから、この新勞組の設立者たちは、さしあたり舊ブルーダーシャフトの成員だけを念頭に置いてゐる。それゆゑ、かつて、ただ熟練帽子工だけが職人組合 (Gesellenscharfen) および「ドイツ帽子工ゲゼルンシャフト (職人組合) (die Deutsche Hutmacher-gesellschaft) に所屬しえたと同様に、今度も、ただ製帽職を修業した者だけが組合員たる資格をもつことになつてゐる。加入金は五ターレル、掛金は週五〇ペニヒとし、一年後には六〇ペニヒと定められてゐるので、こうした高額の掛金は、修業を経た帽子工で比較的高賃銀の取得者だけしか納付しえないわけである。こうして、修業してゐない不熟練帽子工は締出されてゐるが、修業した帽子工なら誰でも直ちに完全な組合員として扱われるかといへば、以前の「ドイツ帽子工ゲゼルンシャフト」に所屬していたことをカルテで立證できる者だけに限られることになつてゐる。この證明のできない者は、組合に加入しても最初の六ヶ月間は、病氣の場合に疾病扶助を受けられず、つぎの六ヶ月間は規定の扶助額の $\frac{1}{2}$ を受け、組合加入後一ヶ年を経てはじめ

て、規定通りの扶助を給付される。新加入者にこうした特別扱いを定めたのは、おそらく、いわゆる「正規」の帽子工のツンプト的誇りによるものでは決してなく、むしろ舊ブルーダーシャフトの金庫が、その在庫額をもつて、そのまま支部金庫となつたという事情にもとづくのであろう。かくして中央労組の設立者たちは、片足は舊ツンプト的ゲゼレンシャフト（職人組合）に入れながら、片足をすでに近代的労働運動の地盤に入れて立つていたことは、疑いの餘地がない。

(Es unterliegt keinem Zweifel : die Gründer des Centralvereins standen mit einem Fuss in den alten zünftigen Gesellschaften, mit dem andern schon auf dem Boden der modernen Arbeiterbewegung.) こうした帽子工の結束に對抗して、一八七一年の末すでにドイツの製帽企業家は團結し、機關紙「ドイッチェ・フートマッヒャー・ツァイトゥング」Deutsche Hutmacherzeitungを發行した。そのため、一八七二年一月一日から、四二支部、組合員一四六五名をもつて中央労働組合が活動を開始すると、この組合は企業家團との困難な鬭争に直面しなければならなかつた。すなわち、製帽業の特に榮えたウルム、オッフエンブルク、ラール(Lahr)、ケール(Kehl)、ダルムシュタット、ハーノウ、オッフエンバッハ、ニーダーラート(Niederrad)、ホンブルク(Homburg)、アルテンブルクなどで、中央労働組合員にたいするロック・アウトが行われ、組合員は組合脱退を強いられた。一八七三年には多くのストとロック・アウトが行われたが、組合はよくこの壓迫に抵抗し抜いた。このような組合員の強固な結束は、主として、ブルーダーシャフトにおいて養われていた共屬感によるものと考えて差支えなからであらう。(…man wird nicht fehlgehen, wenn man dieses feste Zusammenhalten hauptsächlich jenen Zusammengehörigkeitsgefühl zuschreibt, welches in den Bruderschaften gepflegt worden war.) そのほか、帽子工の古くからの國際的關係も、この際ものを云つてゐる。プレスブルク(Pressburg)、ボーツェン(Bozen)、ブリュン(Brünn)、ブダペスト、グラーツ、ピルゼン、クリステイアナその他の國外都市から、ロック・アウトを受けた人々への扶助金が送られた。企業家も、労働者とひとしく、この鬭争で

大きな損失を受けたのち、次第に譲歩し、中央労働組合員は、大部分の工場であたたび採用された。ただ組合本部の所在地であつたオッフエンバッハだけは組合員の復職が行われなかつた。(もつとも、本部は一八七二年すでにライプツヒに移つてゐる。)この最初の危機を克服したのち、つぎの諸年間に中央労働組合は落ちついた發展をとげることができたが、ブラウンシュヴァイクとハンブルクリアルトナの地方的ブルーダーシャフトだけは當初この中央労働組合に加入せず、かなり長い交渉を経て、のちに漸く参加した——とフリッシュは述べてゐる。註25

帽子工の労働組合運動において職人組合の傳統と金庫制の存続とが大きな役割を演じたことは、上記フリッシュの研究によつて明らかであるが、鍛冶工の場合についても、エミール・パスナーは「ドイツ鍛冶工運動史」(一九一二年刊)のなかで、つぎのように書いてゐる。——ドイツでは、十九世紀の警察國家が地域的なゲゼレンシャフト(職人組合)にたゞする闘争を開始したとき、一つのもが残りつた。職人共済金庫(Gesellenunterstützungskasse)がそれである。ツンフトの組合思想(der organisatorische-Gedanke der Zunft)は、いわば最後の要塞としてこの金庫のなかへ逃げこんだのであつて、それだけ一層強くこの金庫に古い慣行が倚りかかることになつた。舊時代の組合思想はここから新時代に傳つた。一八五七年の商業大恐慌ののち、ドイツで最初の近代的労働闘争が始まつたとき、それらの闘争はツンフト時代のポイユットにならつて行われた。最初の社會主義的運動、すなわちラッサール主義の運動の前景にツンフト職人(Zunftgesellen)が立つてゐるのと同様に、ツンフト的な権利と労働慣習(zünftige Rechte und Arbeitsbräuche)をめぐる闘争を行なつたのは、ツンフト職人たちである。また、一八六九年六月二日、ベルリンの鍛冶職人(Schmiedegesellen)は賃上げと労働状態改善とのために、つぎのような決議をしてゐる。すなわち、(一)朝・夕食にそれぞれ三分、晝食に一時間の休息時間を置いて、午前六時から午後六時までの一〇時間労働とすること。(二)日曜労働の廢止。(三)土曜の夕方、仕事の終つたあとで賃銀を支拂うこと。これは當時、名目上は午前五時から午後七時までの労働時間となつて

いたが、事實上は午前四時四五分から、たいてい午後七時三〇分まで就業し、親方の賄いであれば大部分は食後の休息もなく、食事がすむと直ちに仕事にかかる。賄いでなければ正午の休憩は普通四五分だつたからである。そのうえ、ほとんどすべての仕事場で、日曜もすくなくとも正午までは就業した。しかも賃銀は四——七ターレルで、もちろん七ターレルは馬具親方（規方の資格をもつ労働者、すなわち親方職人 *Meistergeselle* ——小林註）だけに支拂われる例外的賃銀にすぎぬ。これも、七月二十八日には一〇時間労働の要求を一一時間に延長して要求し、賃上げの件は撤回された。交渉はベルリン鍛冶工の地方労働組合 (*Ortsverein*) の委員会とアルトゲゼレ (職人組台長老 *Alteselle*) たるハルトコプフに委任された。このとき、イヌング委員 (*Innungsvorstände*) の或る集會で、鍛冶屋イヌング (*Schmiedeinung*) のオーバーマイスター (長老 *Obermeister*) が職人たちのストについて報告し、その解決方法を議した。——とバスナーは述べている。著者バスナーは鍛冶工として當時の労働運動に挺身し、みずからの体験を語つている場合が多いので、本書は史料としても相當に信頼しうるものと思われるが、ここでも職人共済金庫がツンフト的な組合の慣行を保存し、ツンフト的な組合思想を、すくなくとも部分的に繼承したことが示されている。ただし、バスナーも近代的な労働運動に努力した人々とツンフト職人とのあいだに横たわる差異を等閑視しているが、かれの記述によつて、イヌングと地方労働組合との對立・鬭争の容子が推察されるのは興味ふかい。

鍛冶工は、のちに金屬労働組合に加盟して産業別の勞組を結成することは周知のとおりであるが、オットー・ホマーの「ドイツ金屬労働組合の發展と活動」(一九二二年刊)によると、金屬労働者運動の發端は一八六八年にさかのぼる。すなわち、ラッサールの死後ここでも二つの方向が現れた。シュヴァイツァーの指導下に一八六八年二月二十八日「全ドイツ金屬労働組合」(*Allgemeine deutsche Metallarbeiterschaft*) がハノーファーを本部として結成され、アイゼナッハ派では「國際金屬労働組合」(*Internationale Gewerksensenschaft der Metallarbeiter*) がニールンベルクを本部

として設立されたが、後者はその規約に、組合の目的として、「本組合の名譽、精神的ならびに物質的利益を相互に擁護し合うこと」を掲げ、この目的を達成するために、(a)現存の強制金庫（Zwangskassen）の廢止、自由なる疾病扶助・埋葬金庫（freie Krankenunterstützungs- und Begräbniskassen）の創設、(b)全國的遍歴扶助金庫（eine allgemeine Wanderunterstützungskasse）の設置（以下g項までであるが、省略）などを行うことを記している。^{註27}これによつても、やはり金庫制が新しい労働組合において組合員の結束を固めるための手段として重要視されていることは明らかであろう。

六

一八七〇年代から八〇年代にかけても、金庫制は労働組合活動の重要な部面を占めていた。このことは、ヘルマン・ミューラーの「石版印刷工および類似職業の諸組織」（一九一七年刊）に見ゆる一八七七年のドイツ諸労働組合統計表によつても、うかがわれる。^{註28}この表は、労働組合名、本部所在地、組織形式（個人加入・地域組合制・行政區畫別組合制など）組合のひろがっている地域數、組合員數、一ヶ月間の組合收入合計、入會金額、組合員の毎週の掛金額、組合員の一ヶ月間の掛金額、などの項目のつぎに、「扶助は下記の場合に支拂われるか」という見出しで、各組合の回答を求めている。その場合としては、「ストのとき、失業のとき、旅行のとき、疾病のとき、死亡のとき、勤務不能のとき」という六つの場合に分けられている。つぎに組合員の臨時掛金、その掛金はどの場合（スト、失業、旅行、疾病、死亡、勤務不能）にも義務的であるか、組合の一ヶ月間の平均收入、同じく平均支出、組合活動の運営（Betrieb der Agitation）は各個人によるか新聞によるか等、労働紹介所の有無、機關紙の有無、その名稱、豫約購讀は義務的か自由か等、毎季の豫約料金、豫約者數、機關紙の毎季發行回數、發行地名、各號の出版編集費、上記の諸問題について當該組合は他の労働組合と協定を結んだか、組合は登録せる積立金をもつているか。——という項目を経て、最後に、全ドイツにおける男女同職者の概

數を掲げている。これによつて見ても、金庫制は機關紙とともに、この調査の二大項目の一つとなつてゐるといえよう。

この統計表によつて主な労働組合の一八七七年における本部と組合員數と全ドイツ（男女）同職者數を左に摘記する。

組合名（本部所在地）	組合員數	全ドイツ（男女）同職者數
ドイツ印刷労働組合（ライプツヒ）	五、五〇〇	一一、〇〇〇
製本および類似職労働組合（ライプツヒ）	一、〇〇〇	一五、〇〇〇
ドイツ製桶労働組合（ライプツヒ）	五〇〇	一〇、〇〇〇
金銀加工および類似職労働組合（シュヴァーベン・グミュント）	八〇〇	二〇、〇〇〇
ドイツ硝子工業労働組合（レープタウ）	七〇〇	四〇、〇〇〇
男女マニユファクチュアおよび手工業労働組合（グリミットシャウ）	一、二五〇	四〇〇、〇〇〇
全ドイツ左官および石造建築労働組合（ハンブルク）	二、五〇〇	七〇、〇〇〇
金屬労働組合（ブワウンシュヴァイク）	四、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
（鏡前工・鍛冶工・ブリキ工を含む）		
ドイツ 鍛冶労働組合（ベルリン）	六〇〇	二五、〇〇〇
石版印刷労働組合（ニュルンベルク）	六〇〇	二〇、〇〇〇
鏡前製造労働組合（ミュンヘン）	八〇	三〇、〇〇〇
製靴および類似職労働組合（ゴータ）	三、五八五	一五〇、〇〇〇
全ドイツ裁縫労働組合（ギーゼン）	二、八〇〇	一一〇、〇〇〇
全ドイツ船大工労働組合（ハンブルク）	三、〇〇〇	六、〇〇〇

車大工労働組合 (ドレスデン)	三五〇	二五、〇〇〇
ドイツ煙草労働組合 (ベルリン)	八、一〇〇	六五、〇〇〇
室内裝飾労働組合 (ベルリン)	六五〇	五、〇〇〇
指物および類似職労働組合 (マンハイム)	五、一〇〇	一一〇、〇〇〇
全ドイツ製陶労働組合 (ハンブルク)	五〇〇	二〇、〇〇〇
ドイツ大工労働組合	三、三〇〇	五五、〇〇〇

右の表で氣づくことは、ツンフト以來の古い傳統をもつ職種の組合が大部分を占めていて、イギリスのような纖維工業の労働組合の隆盛がドイツでは見られないことである。なお全労働者數にたいして組合員數の少ないことも注目に値するが、これは概して全國的な労働組合を對象としているので、地方的労働組合で全國的な統一組織に加盟していないものが相當あることも、考慮に人れなければなるまい。

このように、一八七〇年代に入つても金庫制は組合活動の大きな部面を占めていたが、親方の牛耳るイヌングと労働組合とのあいだに、金庫制をめぐる鬭争が行なわれたことは、バスナーの「ドイツ鍛冶工運動史」によつても知られる。一八七五年六月一四日ベルリンの鍛冶工一五〇〇人ばかりが、疾病金庫の問題討議と全國的鍛冶労働組合結成の目的で集り、組合設立が決議され、五〇〇人の加入者を確保した。その際、自由な疾病金庫を設ける決議も行なわれ、この金庫は實際に活動を開始し、金庫加入者はほどなく九〇〇人に増加した。自由な金庫とは、強制金庫にたいする表現で、金庫の加入・脱退が自由意志によるものであり、金庫の運営規約も當局の定めによらず、加入者の合議によつて變更されるものをいう。「イヌングとの些細なイザコザは、アルトゲゼレ (組合長老) たるヒルデブランドとバスナーによつて、鬭争のすえ解決され、イヌングは、マイスターゲゼレ (親方職人 Meistergeselle) だけのための疾病金庫の設立にたいする

權利を放棄しなければならぬ破目になつた」とパスナー自身書いてゐる。また、そのころ多くの労働組合が機關紙を發行したので、ベルリン鍛冶労働組合も、これにならつて、一八七六年八月、「かなとこ」(鐵砧 Ambos)と題する機關新聞を發行することになつたが、その見本は、宛先のわかるかぎり、諸都市のアルトゲゼレ(職人組合長老)およびヘルベルグに宛てて發送されたという。こうして發送した結果が「いちじるしくわれわれの期待を挫いた」とパスナーが記してゐることとともに、この宛先がアルトゲゼレやヘルベルグとされた事實は、労働組合とツンプト遺制との關係を考へるうえに、まことに興味ふかいものがある。さらに一八八〇年代に入ると、いよいよイヌングは親方の利益團體としての性格を明らかにしてくる。一八八五年ベルリン鍛冶労働組合は、イヌングにたいして、日曜労働の廢止などを要求することになり、イヌングのオーバーマイスター(長老)たるヴァルンクシエに要求書を提示した。三月二日長老は回答したが、それによるとイヌング委員會(der Innungs Vorstand)は規約により、鍛冶労働組合と交渉することができない。ただし、労働運動・労働時間・勞賃率については、職人委員會(すなわちツンプト的に親方と職人とから構成されるイヌングの職人委員會——小林註) Gesellenausschuss との共同討議においてのみ交渉されうるからである。それゆゑ、アルトゲゼレ(職人組合長老)たるシュタインに話をされたい、という回答であつた。三月一七日の労働組合會議で、交渉の経過とオーバーマイスターの回答が報告されると、その會議は、職人(Gesellschaft)のあいだに分裂を引起そうとするイヌングの一切の試みにたいして抗議し、労働組合(Fachverein)こそベルリンの職人の唯一の眞の代表であると宣言した。この一八八五年においても、まだヘルベルグや遍歴扶助や労働紹介が、ベルリン鍛冶労働組合の重要な問題の一部とされていることは、同年五月の初め、ベルリンの鍛冶工エドレーヴィッツと車大工(Stelmacher) ハイダーとの連署の文書によつても、うかがわれる。それには、「會議は、われわれの仕事場の(部分的に)悲しむべき状態の眞因の確認、ならびに遍歴扶助制の討議に従事すべきであるから、われわれは全國からこの會議に参加されむことを期待する」とある。こ

の呼びかけによつて五月二四・二五兩日にわたつて開かれた鍛冶工の會議では、「旅行扶助の導入、ヘルベルグ制 (Herbergswesen) の規制、無料の労働紹介所の設置に努力すべきこと」が決議註30されている。

もちろん、われわれはドイツの共済金庫制が演じた役割を過大に評價してはならぬ。ジャネット・カッサウはすでにその「労働組合」(一九二七年刊)のなかで、このことを指摘している。それによれば——遍歴する同職者を扶助するという手工業職人の幾世紀にわたる古い慣習から発生した旅行扶助 (Reisenunterstützung) は、労働組合運動の發端と時を同じうして存在している。新たに設立された労働組合が一八七〇年ごろに何らかの活動を指示しうる以前に、すでにこれらの組合は旅行扶助を與えたことがしばしばある。扶助のこうした部門が採用されたのは、主として、それが古い職業傳統に合致したためであり、また、まさしく若い同僚を組合に加入させうるためであろうが、組合組織の構成にたいしては、重要な結果をもたらさなかつた。イギリスでは、一九〇九年から一九一一年にいたる改革まで、労働者階級の保障はもっぱら自由意志による制度をめざしていたのたいして、ドイツでは、八〇年代の前半に疾病・災害保険法が發布された。なるほどドイツでも、イギリスの模範にならつて、自由意志による疾病保険制度が発生していた。この制度は労働組合と緊密に接觸していて、組織上の連繫によつて、とりわけ一八七八年から一八八三年までの社會主義者法による最も困難な諸年に、労働組合のために大いに役立つた。しかし扶助制度は、労働組合運動そのものにおいては (ヒルシュ・ダウンカ ーの方向の労働組合を除いて)、イギリスにおける發展とは全く反對に、さしあたり單に副次的な重要性しかもたなかつた。けだしドイツの労働者は (二三の例外的職種を別とすれば)、九〇年代の中ごろから初めて、充分の掛金を拂うことを學んだにすぎないからである。もつとも、社會民主黨派の労働組合においても、七〇年代にすでに扶助制度 (旅行扶助のほかに疾病・勤務不能・轉居扶助——部分的には失業扶助さえ) が存在していたし、例外法 (社會主義者法) の時代に當局が、労働組合を保險施設なりと宣言して自己の統制下に入れようと試みたのも、まさしくこの扶助制度があつたから

である。しかし、それらの制度は、主として鬭争活動・ストライキを目標としていて、各方面の扶助にたいしては金庫事情の不良のため充分の能力を欠いていた。九〇年代の後半に組合員數が増すにつれて、これらの制度はようやく内的な力を獲得したのである——とカッサウは説いている。^{註1}確かにカッサウの力説するように、ドイツ共済金庫の掛金は、イギリスに比して少なかつたであろう。そのためにドイツの共済制度は労働組合運動そのものにおいて、イギリスに比べると遙かに劣る重要性しかもちえなかつた、といいうるであろう。しかし、先にも繰りかえし指摘したように、共済金庫制はドイツの労働組合活動において大きな部面を占めていたことは、争えぬ事實である。

なお、十九世紀の末までもドイツの労働紹介が、職人組合時代からの古い傳統を受けついで、労働組合みずからの手で行われたことについて、レーオボルト・フォン・ヴィーゼが一九〇〇年に發表した論文「ドイツにおける労働紹介の最近の發展」に、つぎのような記述がある。——重商主義の時代が、最初の國家的統制をつくり出した。手工業は、國家の手によつて、全く一定した仲介形式に縛られた。フランスではルイ一四世の治世に、職人たちは同僚から職場を世話してもらうことを許されなかつた。工業における労働紹介の發端は、この時代に屬する。そのちナポレオンの警察國家は、一定の官廳から發行される労働簿と労働紹介票をつくつた。これらの官廳だけが、労働者のための職場紹介を行なつた。フランスで組織化の措置が國家權力から發したのにたいして、イギリスでは労働者團體が労働紹介の領域に介入した。フレンドリ・ソサイエティズや労働組合 (trades unions) は、労働紹介を自分たちの手で取扱うことを、自分たちの利益促進のための一つの重要手段と見なして、この手段をますます大いに使用したので、今日では労働組合の労働紹介がイギリス事情の固有の特性となつてゐるほどである。一方、フランスでも労働紹介はますます大きな重要性をもつようになり、ついに最近、労働者サンディカの労働紹介が職場紹介の分野における一つの新要素となるにいたつてゐる。これらの國に比較すると、ドイツ帝國は遙かに大きな多様性と分裂性を示してゐる。こうした事情は、多様な發展のもついろいろ

るの利點とともに、あらゆる非集中性のもつさまさまの顯著な不利點を内包する。ドイツの特有の歴史的發展によつて、ここでは非常に多くの要因が競ひ合つて作用している。まず第一にドイツでは、以前の經濟的諸時代の遺産たる工業上の組合的形式 (die korporativen Formen der Gewerbe) が、營業自由の原理の導入とともに除去されないで、或る程度まで存続している。それゆゑに労働市場の一部は工業的組合によつて支配されているので、官廳による職場紹介業務は、なるほど、かなりの程度に存在してはいるが、フランスほど擴大することはできなかった。他方において、イギリスの例にならう労働者團體の活動が、イヌングおよび使用者團體の労働紹介に對立している。そして、公共の利益をめざす團體や市町村による一連の、中央的な不偏不黨の労働紹介が、こうしたさまさまの分枝への分裂を無くそうと努力している——とヴァーゼはいう。^{註32}ここにヴァーゼが労働組合とイヌングとの、労働紹介をめぐる葛藤に言及していることは、この論文が一九〇〇年に發表されたものであることを考へるとき、一八九〇年代においてもイヌング勢力が侮るべからざる要因であつたことを示すものとして、注意すべきであらう。

七

これまで私はゲゼレ (Geselle) という言葉を「職人」と譯してきたが、これは當時の用語法が依然としてこの言葉で熟練労働者を表現しつづけていたからであつて、その意味する内容が、ツンフト時代の親方にたいする「職人」ではなく、すでに「企業家」にたいする「熟練労働者」を指していたことは改めていうまでもない。「親方」(Meister) という言葉も、やはりその内容を異にして、大・中工場經營者にたいして小工場主を指して使われるのが普通であつた。一九〇二年のシユモラース・ヤールブーフ所載、カール・ゾイテマンの論文「職業統計および産業統計の理論的基礎づけ」にいたつても、まだ「技術的に修業を経た労働者」(technisch gebildete Arbeiter) をゲゼレと呼んでゐる。^{註33}このように十

九世紀はもとより、二十世紀に入つてもゲゼレという言葉が使用しつづけられた事實に、私は注意したいと思う。

もちろん、ゲゼレという言葉が愛用されつづけたという事實だけで、ドイツ労働組合運動の性格を決定しようというのではない。しかし、すくなくとも一八九二年のハルバーシュタット會議あたりまで、ドイツの労働組合運動は、主として、いわゆるゲゼレすなわち熟練労働者によつて擔われ推進されてきた、といえないであらうか。これらのゲゼレは、古くからの職業的傳統をもつハントヴェルカー（手工業職人 Handwerker）の性格を、なお強く保持していた。そこに、かれらが古くからの職業別による組合を固執した主たる理由が、あるいはすくなくとも一部の理由が見出されるであらう。けれども、周知のごとく生産技術の變革にともなつて新しい職種が生れてくるし、不熟練工も同じ産業部門の熟練工と競争しうる新熟練工となる。かくして生産方法の機械化による産業構造の變化は、舊來の職業のあいだの境界線を次第に薄れさせる。これまでの職業別の組合では、企業の集中に對應できなくなる。古い熟練職業の孤立性は薄らぎ、新らしい生産工程において關連の深まつた職業は互いに結びつかねばならぬ。企業の集中に對應する職業の集中ともいふべき措置が要請されてくる。ここに従來の狭い職業別組合に代つて、廣い産業別組合を結成し、統一ある指導のもとに強力な闘争を展開する必要に迫られる。一八九〇年代に入ると、企業家側の組織が強化されるので、いよいよ産業別組合の必要が痛感される。狭い職業別組合で企業家陣の一部を相手どる闘争を試みても、一段と廣い戦線を構成する企業家團體からロツク・アウトをもつて反撃される。そのため、ストに際しては金庫がたちまち枯渇するので、他の組織や總委員會に援助を請ねねばならなくなる。このようにして一八九〇年代から二十世紀初頭にかけて次第に産別組合の結成を見ることになつた。まず金屬労働者が一八九一年にトップを切つてこれを組織し、翌年に皮革労働者が、さらにその翌一八九三年には木工労働者がそれにつづいた。この三つの産別組合は、その後ますます隣接の職業別組合を併せていつたが、一九一〇年には建築労働者が、翌年には船員と港灣労働者との團結による輸送労働者（Transportarbeiter）が、それぞれ産別組合を

結成した。このような産別組合の結成に移る轉換點に立つたのが、さきに觸れた一八九二年のハルバーシュタットで行われた會議である。この會議は當時のドイツ労働組合運動の擔い手の性格をよく示していると思われるので、會議成立にいたる経過と討議の結果とを簡單にかえりみよう。

一八九〇年のメーデーのち、ハンブルク・アルトナの使用者連盟 (Arbeitgeberverband) は、メーデーに参加した労働者をロック・アウトしようとした。企業家たちは、これらの労働者の復職には労組からの説退を条件とすると聲明したので、團結の自由をめぐる鬭争がくりひろげられる。一八七八年から一八九〇年にわたる社會主義者法の期間に却つて高まつたドイツ組織労働者の政治的關心は、今やハンブルク・アルトナ事件の成行きに集中されることになつた。鬭争は何ヶ月にもわたつたが、ハンブルクの労働者は屈せず、全國的應援を受けて意氣いよいよあがつた。このときドイツ各地の金屬労働組合から選ばれた五人の委員 (フルトのゼーギツツ、ニュルンベルクのブレイダー、ライプテツヒのゴルトバッハ、リューベツクのシュヴァルツ、ハンブルクのメツツガー) は、まず他の一切の紛争中のストを急速に終結させ、他の争議も後まわしにして全力をハンブルクに集中し、一切の資金をハンブルクに注ぎこむことを全國に提唱した。ついで一八九〇年五月一七日にはドイツのすべての労組の中央委員會や役員に呼びかけて、全労働組合會議の開催こそ緊急課題である、とうつたえた。ただし、「尊大なる企業家連中の攻撃にたいする有効なる防衛は、労働組合を組織せるドイツ全労働者の一致せる行動によつてのみ可能であらう」からである。この呼びかけは反響を生んで、一月一六日ベルリンに労働組合會議 (Gewerkschaftskonferenz) が開かれ、すべての労働組合から七四名の代議員が出席した。その議題は、(一)ストおよびスト援助にたいする態度決定、(二)企業家諸團體とその労働者組織への敵對行動とにたいする態度決定、(三)組織問題一般、(四)全國労働組合會議の召集にたいする委員會の任命、などであつたが、これらの議題について討議のすえ採擇された決議においては、中央集權的な組織の必要が認められている。ただし、地方分權的な組織は生産關係に合致

しないから、というのである。地方の労組はそれぞれの職種組合の中央連合會に加盟すべく、また中央連合會は全國労働組合會議を結成すべきである。ドイツ諸邦のなかで、法律的理由のため中央組織をつくれない場合にも、その邦の地方組合は共通の代議員によつて會議に代表されるようにせねばならぬ、と決議された。かくして七人の代議員が委員として選出され、つぎの會議の召集準備にあたることとなつた。なお、やがて開かるべき會議で七人乃至九人の委員を任命して仕事をさせるが、それまでの臨時措置として、現會議で選出された七人の委員がこれを代行することとなつた。その仕事というのは、労働者の團結權にたいする企業家のあらゆる攻撃に對抗措置を講じ、個々の組織が行なう抵抗を強力に支援すること、さらに、經濟的にあまりにも弱い地位にある未組織の男女労働者の組織化に努力し、その諸組織を援助すること、などである。またこのようにベルリン労働組合會議の結果として事實上すでに「労働組合總委員會」(Generalkommission der Gewerkschaften)が誕生した。委員會はただちにカール・レーギエンを委員長に選んで活動を開始し、労働組合の實狀を統計的に調査することに着手し、ついで機關紙「ドイツ労働組合總委員會」(はじめ不定期刊、のち週刊)を發行することになり、一八九一年一月二〇日第一號が刊行された。さらに總委員會は、やがて開かるべき「労働組合會議」(Gewerkschaftskongress)の準備として、組織問題に關する草案を作製した。それによると、それぞれの職種組合の中央組織が全體の運動の基礎となる。關係のふかい職種は、それぞれの組織する中央連合會が互いに協力して共同の運動を展開し、それによつて賃銀運動の有力なる促進をはかる、というのであつた。要するに、そこにはイギリスでいうクラフト・ユニオン(職業別組合)craft unionの考え方に立つ傾向が強く、インダストリアル・ユニオン(産業別組合)industrial unionの考え方からは遠い、といわねばならぬ。しかし、スト援助をどんな組織でやるかについては、いろいろむづかしい問題が生じた。その當時はストがしばしば行なわれたので、援助組織の決定が緊急の課題となつたのは當然である。これより先、社會主義者法時代の末期に労働者階級の動きはすでに相當活發になつてきていて、政府

の手で行なわれた統計では、一八八九年一月一日から一八九〇年四月三〇日までの一年四ヶ月間にドイツで合計三九四、四四〇人の労働者によつて一、一三一件のストが行なわれている。そのうち一八七件では完全に、また四六八件では部分的に、労働者の要求が通つていたが、四二〇件では労働者が敗れている。總委員會は一八九〇年一月から一八九一年九月までの一ヶ月間に合計六、六〇〇人が参加した三一件のストを支援せねばならなかつた。そのための費用は一八九、三九六マルクに達している。しかも一八九一年に入つてドイツ經濟界は不況に見舞われたので、各組合の自發的納入による總委員會收入は減少した。かくして、この重要な時期にあつて、總委員會はスト援助という極めて困難な問題に當面したわけである。勝つべき闘争も總委員會の財力不足のために負けることが起つてきて、労働運動の指導者たちのあいだにも悲觀的氣分が生れてきた。すなわち中央組織によるスト援助は、そもそも可能性に乏しいのではないか、ひいては労働運動そのものが果して幾ばくの成功の見込みをもつか、ということについて、客觀情勢は極めて不利な觀察を與えがちなので、組織問題でも指導者間に意見の對立が生じたのである。こうした状況のもとに、第一回のドイツ労働組合會議 (der deutsche Gewerkschaftskongress) が一八九二年二月一日から一八日まで、ハルバーシュタット (Halberstadt) で開かれることになつた。(これより先、一八九一年九月七・八兩日に同じくハルバーシュタットで開かれた労働組合會議はゲヴェルクシャフト・コンフェレンツと呼ばれた。) この一八九二年の會議は、もろもろの組織を統一して有効なスト援助を行なつてゆくにはいかにすべきか、という問題を完全に解決したわけではないが、組織問題を討議するうちに、産業別連合會 (Industrieverband) をつくる必要があるという意見が、金屬労働者たちから出てきた。(かれらは一八九一年、すでに産業別組合たる金屬労働組合を結成している。) そのほかに金屬労働者は、總委員會の代りに、執行委員會 (Exekutivausschuss) をもつ労働組合評議會 (Gewerkschaftsrat) を結成すべし、という提案も行なつた。この提案にたゞして、木工労働者 (Holzarbeiter) は、やはり職業別の中央連合會を基盤としてやつてゆく方針を主張し

た。かれらは、もちろん類似的の職業において、それぞれの職業の連合會が互いに接近することに反対はしなかつたけれども、こうした接近は、さしあたり、連合契約によつて行なうべきであつて、それ以上の緊密な提携は、これを急激に行なうことを避けて自然の成行きにまかせ、ゆるいテンポで進む方がよい、と主張したのである。結局、この木工労働者の方針が四八票對三七票（一一票は保留、一二票は代議員欠席）で採擇された。かくして、この會議では總委員會の存續が可決された。この討議において金屬労働者のように、典型的な近代産業の労働者として大資本の攻勢に直面している人たちと、古くからの職業別組合のワツクのなかで依然として考へている大部分の労働者とのあいだに横たわる意識の相違が示されていることは、注目に値しよう。すなわちハルバーシュタット會議では、組織問題についても、熟練を要する職種に従事する労働者の組織するそれぞれの職業別組合を中心として組合運動を展開するか、それとも、同じ職場の不熟練労働者をも含め、さらに密接關係にある熟練職種の労働者とも一緒になつて一組織を結成すべきか、ということが大きな論點となり、結局、前者の立場が絶對多數をもつて採擇されたわけである。^{註54}

八

ドイツでは、通常考へられている以上に、ツンフト遺制とも呼ぶべきものが存續し、そのために、古い傳統をもつ職種では、新たに労働運動が起つてくる一八六〇年代以降においても、職人意識が根強く残つていた。「職人」(ゲゼレ)という言葉が、二十世紀に入つてまでドイツで愛用されたことも、こうした事情をかえりみることによつて理解されよう。近代的な労働組合の結成に向つて努力した先覺者たちは、まず、そのような「職人」に近代的な「労働者」としての自覺をもたせて労働組合に加入させることに骨折らなければならなかつた。これらの先覺者たちが、ツンフト遺制としてのイヌングの存續をはかる親方や職人とのあいだに、激しい鬭争をくりひろげた事實も、すでに見たところである。^{註55}かくして

ツンフト遺制が近代的労働組合運動の發展にたいしてもつマイナスの面は、たしかにネストリープケの指摘した通りである。しかし、ネストリープケは、「ツンフト的な職人組合の残渣」と彼が呼ぶところのものの歴史的な意義をあまりに小さく評價しすぎているように思われる。もちろん彼は、すでに本稿の初めにかえりみたように、これらの残渣が労働組合運動にたいして演じた役割の、プラスの面を全く否定し去るものではなかつた。しかしながら彼によれば、労働組合運動は、これらの残渣からは「單にわずかばかり」助成されたにすぎない。職人運動の餘波と残渣とによる労働組合の促進は、「大なるものではなかつた」とされる。なるほど、アードルフ・ブラウンのようにツンフト的な職人の相互扶助組織が近代的労働組合の結成にたいしてもつプラスの面だけを強調するのは片手落ちであるが、ネストリープケの見解は、すくなくとも共済組合や金庫制の評価において過小であると私は考へる。ドイツの労働組合が一八六〇年代から、あのよう發展しえた理由は、決してツンフト遺制的な共済金庫制のみに歸せらるべきではなく、ドイツ産業の發展という基本的條件の成立をまつてはじめて可能であつたことはいうまでもないが、ネストリープケのように、労働組合運動は共済金庫制から「單にわずかばかり」助成されたのでは決してなかつた。金庫制がドイツの近代的労働組合の發展にたいしてもつ意義を、私はかなり高く評價したいと思う。さらにブラウンも、ネストリープケも、ドイツの労働組合運動が、すくなくとも一八六〇年代において、典型的な近代工業の労働者を主たる擔い手とせず、むしろ主として、古くから手工業の傳統をもつ職種のいわゆる「職人」たちによつて支持され推進されていつた事實について、あまり注意していないようである。もとより、ここで私が「職人」と譯したところのものが、本質的にはツンフト時代のそれではなく、すでに「労働者」に轉落したものであることは、さきに述べた通りである。もちろん、大資本のもとで働く近代的な機械製造工の數は、アードルフ・ウェーバーの「ドイツの經濟生活」(一九四九年刊)によると、一八六一年においてドイツ全體で五一、〇〇〇人と推定されている。しかし、かれらの大部分は却つて市民的なヒルシュやダウンカーたちの提唱する労働組合運動の

支持者であつたことも、すでに記した通りである。しかし、ドイツにおけるツント遺制の存続は、他面また、ドイツの労働組合に職業組合的な性格を刻印し、産業別組合の結成を一八九〇年代以降にまで遅れさせる要因の一つとなつてゐることも認められなければならない。

註

- 24 Frisch, Walther : Der Unterstützungsverein für alle in der Hut- und Filzwarenindustrie beschäftigten Arbeiter und Arbeiterinnen (Schmoller's Jahrbuch, 26. Jahrg, 1902), 269—271.
- 25 Ibid., 271—277.
- 26 Basner, Emil : Geschichte der deutschen Schmiedebewegung (Hamburg 1912), Bd. I, 29—31.
- 27 Hommer, Otto : Die Entwicklung und Tätigkeit des Deutschen Metallarbeiterverbandes (Berlin 1912), 1—2.
- 28 Müller, Hermann : Die Organisationen der Lithographen und Steindruckere (Berlin 1917), Bd. I, zweiten S. 468 und S. 469.
- 29 Gewerkschaft der Manufaktur und Handarb., beiderlei Geschlechts.
- 30 Basner, 38—37, 68—70.
- 31 Cassau, Jeannette : Die Arbeitergewerkschaften (Halberstadt 1927), 90—91.
- 32 Wiese, Leopold von : Die neuere Entwicklung des Arbeitsnachweises in Deutschland (Schmoller's Jahrbuch, 24. Jahrg, 1900), 1139—1140.
- 33 Seutemann, Karl : Eine theoretische Begründung der Berufs- und Gewerbezahlungen (Schmoller's Jahrbuch, 26. Jahrg, 1902), 1473.
- 34 Cf. Seidel, Richard : Die Gewerkschaftsbewegung in Deutschland (Internationale Gewerkschaftsbibliothek, Heft 7/8, 1927). Farwig, Heinrich : Der Kampf um die Gewerkschaften (Moskau 1929).
- 35 シュンクマンの著する「一八八〇年代の末にイヌマンと労働組合所屬労働者とのあつた展開をめぐつた闘争について」Bürger, Heinrich : Die Hamburger Gewerkschaften und deren Kämpfe von 1865 bis 1890 (Hamburg 1893) 549ff. 參照。

(本稿は昭和二八年度文部省科學研究費による「十九世紀後半に於けるドイツの社會主義思想と労働運動」の一部である)

agriculture: development of commercialized agriculture.

Deutsche Gewerkschaften und die Reste des Zunftwesens

in den 60er Jahren des 19. Jahrhunderts (2)

von E. Kobayashi

Trotz der Einführung der Gewerbefreiheit blieben in Deutschland die Reste des Zunftwesens noch in den 60er Jahren des 19. Jahrhunderts übrig. Lieber wurde das Wort „Geselle“—natürlich nicht als Geselle in der Zunftzeit, sondern als „technisch gebildeter Arbeiter—gebraucht. Wir finden oft in den damaligen Schriften die Innung und Herberge und ihre Einwirkungen auf die Gewerkschaftsbewegung. Es dünkt mich, dass auch die Unterstützungskasse die wichtige und günstige Rolle in der modernen Gewerkschaftsorganisation spielte. Die bisherigen Forscher gaben nicht genug Achtung auf die Tatsache, dass die deutsche Gewerkschaftsbewegung hauptsächlich von den „Gesellen“ der früheren zünftigen Berufe getragen wurde. Diese Tatsache prägte in die damalige deutsche Gewerkschaftsorganisation den Charakter des trade union, nicht des industrial union, ein.